

重要事項説明書

この度、共同生活介護サービスを提供するに際し、以下の重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名 称	株式会社 富永調剤薬局			
所 在 地	岡山市南区築港緑町一丁目 15 番 26 号			
法人種別	株式会社			
代 表 者	代表取締役 富永 民雄			
連 絡 先	電 話	086-262-5490	F A X	086-262-5491

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	人員および管理運営に関する事項を定め、介護福祉士または介護補助員が、要支援2、又は要介護状態で、認知症の状態にある利用者に対しグループで共同生活を営みながらその住居において適正な介護支援業務を提供することを目的とする。
運営方針	職員は、要支援2、又は要介護状態で認知症の状態にある者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を家庭的な環境の中で営むことが出来るよう、利用者の心身の状況に応じてグループで共同生活を営み、その住居において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受ける等、提供することをその運営方針とする。

3. ご利用住居

名 称	グループホームけやき			
所 在 地	岡山県岡山市南区川張 1300-1			
管 理 者	氏 名	阿部 浩之		
		計画作成担当者 介護職	兼 務	有り
連 絡 先	電 話	086-363-5355	F A X	086-363-5188
敷 地				
建 物	構 造	軽量鉄骨造平屋建		
	床 面 積	210.53 m ²		
	居 室 数	9 室（個室 9 室） 1 室（9.37 m ² ）		
	入居定員	9 名		

4. 職員体制 () 内は職務内容

	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管 理 者 (従業員の管理、利用申し込みの調整、業務の実施状況の把握その他の管理業務等を行なう)		1 人		
計画作成担当者 (入居者様の状況や希望を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画の作成や要介護認定の更新等の申請の援助等を行う)		1 人		
看 護 師				
介護従事者 (入居者様の心身の状況に応じて身の回りの介助等を行う)	3 人 以上	1 人	2 人 以上	

5. 職員の勤務体制

区 分	勤務時間	休 暇
常 勤	7 : 00～16 : 00 9 : 00～18 : 00 11 : 00～20 : 00	月次勤務表 による
夜 勤	16 : 30～9 : 30	

6. 休業日

休 業 日	なし
-------	----

7. サービス内容

(1). 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・ 食材費は給付対象外です。 ・ 食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 ・ 食事時間 朝食 7 : 00～8 : 00 昼食 12 : 00～13 : 00 夕食 17 : 00～18 : 00
排 泄	・ 利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と、排泄の自立の援助を行ないます。
入 浴	週 3 , 4 回程度
日常生活上の世話	・ 離床 寝たきり防止のため離床に配慮します。 ・ 着替え 着替えのお手伝いをします。 ・ 整容 身の回りのお手伝いをします。 ・ 寝具消毒 ・ シーツ交換 ・ 健康管理 ・ 洗濯 ・ 居室内清掃 ・ 役所手続の代行
機能訓練	・ 屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
往診の手配	医師の往診手配、その他療養上の世話をします。
相談援助	相談には誠意を持ち、可能な限り必要な援助を行います。

- (2). 介護保険給付費用（法定代理受領の場合は、1 割、2 割、3 割のいずれか相当額となります。また、1 単位 10. 1 4 円となります。）

①施設サービス費

要介護状態区分	単位数（1 日）	1 割負担額(30 日計算)
要支援 2	7 6 1	2 3, 1 5 0 円
要介護 1	7 6 5	2 3, 2 7 1 円
要介護 2	8 0 1	2 4, 3 6 6 円
要介護 3	8 2 4	2 5, 0 6 6 円
要介護 4	8 4 1	2 5, 5 8 3 円
要介護 5	8 5 9	2 6, 1 3 0 円

②加算

加算項目	単位数	要件
初期加算	1 日 3 0 単位	入居日から起算して 3 0 日以内の期間 (3 0 日を超える入院後に再入居した場合も算定可)
医療連携体制加算	1 日 3 7 単位	訪問看護ステーション 岡山南と契約
入院期間中の体制加算	1 日 2 4 6 単位 (1 月に 6 日を限度)	退院後の再入居の受け入れ体制を整備
看取り介護加算 (要介護のみ)	死亡日以前 4 ～ 3 0 日 1 日 1 4 4 単位 死亡日以前 2 日又は 3 日 1 日 6 8 0 単位 死亡日 1, 2 8 0 単位	看取りに関する指針の説明、同意等 (死亡月にまとめて算定)
介護職員処遇改善加算	加算 1 を算定 (単位数合計の 1 1. 1 %)	研修の実施等による介護職員の資質の向上等
介護職員等特定処遇改善加算	加算 1 を算定 (単位数合計の 3. 1 %)	
科学的介護加算	1 カ月 40 単位	利用者情報の連携
介護職員ベースアップ等支援加算	単位数合計の 2.3 %	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している
サービス提供体制強化加算	加算Ⅱを算定 1 日 18 単位	介護福祉士の割合 60 %

(3). 介護保険給付外費用

種 類	内 容
食 事	朝 食：300 円 昼 食：500 円 夕 食：500 円
居 住 費	利用料 … 1 か月 55,000 円
管 理 費	管理費（水道、電気）… 1 か月 21,400 円
電気使用	電気器具使用費 … 1 日 50 円

8. 入居に当たっての留意事項

面 会	来訪者は、面会の都度職員に届け出て下さい。
外 出	外出外泊前に行き先と帰着予定日時を届出下さい。
住居・居室の 利用 迷惑行為	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。 騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。 利用者の身体状況に応じて、居室を変更させていただくこともあります。

9. 協力医療機関

名 称	グリーン在宅クリニック	たかはし歯科
所 在 地	倉敷市昭和 1-2-37	岡山市南区宗津 959-40
電話番号	086-441-1237	086-362-3535
診 療 科	内科、小児科、緩和ケア外科	歯科
入院設備	なし	なし
救急指定		
名 称	介護老人福祉施設灘崎荘	介護老人保健施設 高松アクティブホーム
所 在 地	岡山市南区彦崎 2300	岡山市北区立田 587
電話番号	086-362-5050	086-287-9888
名 称	藤戸クリニック	
所 在 地	倉敷市藤戸町 1573-1	
電話番号	086-428-8572	
診 療 科	内科・精神科・婦人科	
入院設備	有り	

救急指定		
------	--	--

10. 非常災害時の対策

消 防 計 画	別に定めます。 消防計画 防火管理者 阿部 浩之
避難訓練	年 2 回、火災、地震等を想定した訓練を行います。
防 災 設 備	自動火災報知器 煙感知器 ガス漏れ遮断機 誘導灯

11. 事故発生時等の対応

事故発生時	速やかに救急搬送等の対応を行い、随時ご家族様に報告をさせていただきます。また岡山市に事故報告を行います。場合により損害賠償に応じます。
急変時	主治医等の医療関係者に連絡を行い、指示を仰ぎます。 随時ご家族様に連絡をさせて頂き、希望に沿った対応に努めます。
災害時	非常災害対策計画に沿って、迅速な対応に努めます。

12. 苦情申立

当 事 業 所 相 談 室	担当者 阿部 浩之 電話 086 - 363 - 5355
処理体制	苦情受付窓口、苦情受付投函箱等設置しています。
事業者 指導課	ご利用時間 月曜日～金曜日 8 : 30 ～ 17 : 15 ご利用方法 電話 086 - 212 - 1014
国民健康 保険連合会	ご利用時間 月曜日～金曜日 9 : 00 ～ 17 : 00 ご利用方法 電話 086 - 223 - 9101

13. 守秘義務

職 員	業務上知り得た情報は守秘いたします。
秘密保持	職員は勤務期間中及び、退職後においても秘密を保持する。 内容を記載した雇用契約書を交わすものとする。

14. 虐待防止

責任者	虐待防止責任者 … 阿部 浩之
研修の実施	年4回、1回/3ヶ月
市への通報	虐待を受けたと思われる場合は、市町村に通報する。

15. 身体拘束の禁止

身体拘束	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
------	---

16. 成年後見制度

活用支援	必要に応じて、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。
------	---

17. 看取りに関する指針

看取り	入居者の重度化に伴い、終末期を終の住処として看取りの介護を希望された方に対し、看取り介護を行うために必要な「医療」「人」「介護空間」を提供し、ご家族の希望に沿った対応に心がけます。 具体的には、医療連携体制（医療と施設とのオンコール）を実施し、適切な介護空間において、身体的および精神的ケアや、痛みや苦痛を緩和する介護技術を獲得した看護・介護職員による看取り介護を、可能な限り住み慣れた施設で受けることができるように最大限に努め、これらを持って尊厳あるターミナルケアを目指します。
-----	--

18. 入院・外泊期間中における、居室確保と居住費などの取り扱い

居室確保	入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、退院する事が明らかに見込まれるときは、本人・家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を図るとともに、やむを得ない場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できる体制を確保いたします。 ただし長期にわたる場合は、利用契約書第 12 条に準じて判断させていただきます。 【居住費（55,000円／月）】 ・居室を確保致しますので、通常の請求となります。 【管理費（21,400円／月）】 ・退院に備え、随時状態の確認及び清掃等を行いますので、通常の請求となります。 【食費（1,300円／日）】 ・入院日から退院日までの期間で朝食・昼食・夕食のいずれも召し上がられなかった日につきましては、食費は頂きません。
-------------	--

19. 記録の保存

保存期間	サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする
------	--

私は、書面に基づいて説明者（職名 管理者 氏名 阿部 浩之 ）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 氏 名 印

利用者の家族等 氏 名 印

続柄 ()